

オランダ・ソーシャルワークを

取り巻く社会的・文化的状況

——WMOの成立と住民参加によるコミュニティ・ケアの推進——

空 閑 浩 人

- I はじめに
- II オランダの社会福祉をめぐる今日的情況
- III 治水の歴史とオランダ社会・文化
 - 1. 住民による治水の取り組みと地方自治の精神の形成
 - 2. オランダ社会の特徴と人々の文化
 - (1) 社会問題へのアプローチ
 - (2) 「合意形成」と「協調性」重視のオランダ社会
- IV オランダ社会福祉における公・民パートナーシップの状況
 - 1. 公・民の合意形成による社会福祉政策の推進
 - 2. レオワルデン (Leuwarden) 市における住民参加の促進
- V オランダにおけるコミュニティ・ケアの推進
 - 1. ユトレヒト市におけるコミュニティ・センターの取り組み
 - 2. レオワルデン市におけるコミュニティ・ケアの展開

オランダ・ソーシャルワークを取り巻く社会的・文化的状況

- (1) 「在宅サービスゾーン」計画の策定と実施
 - (2) Pallet によるコミュニティ・ケア・プロジェクト
 - (3) 「多機能センター (Multifunctioneel centrum)」の設立
- VI 参加・自立の促進とそのため条件整備
- VII おわりに

I はじめに

今日の日本においては、児童虐待や、介護殺人・心中事件などに見られる子育てや介護の問題、また一人暮らしの高齢者の「孤独死」や自殺などにみられる社会的孤立の問題などが深刻化している。このような生活問題の防止のためには、専門機関や専門家による個別の援助と同時に、地域住民の参加による近隣のつながりや支え合いを可能にするネットワークづくりが欠かせない。いわば住民参加によるコミュニティ・ケアの推進が求められている。また、近年の「ニート」や「ひきこもり」などの若者の就労や社会参加に関する問題への対応も、社会福祉の新たな課題として挙げられるであろう。

筆者は二〇〇六年三月にオランダのユトレヒト (Utrecht) 市を、さらに同年九月にレオワルデン (Leeuwarden) 市^①を訪問する機会を与えられ、行政と民間による社会福祉に関する取り組みや、住民が主体となったコミュニティ・ケアに関する聞き取り調査を行った^②。また、オランダでは二〇〇六年七月に、様々な保健・福祉関係の法律を統括し、今後の社会福祉の基本理念や枠組みを定めた法律である W M O (Wet Maatschappelijke Ondersteuning // 社会支援法) が成立したが、この二回の訪問は、まさにオランダの社会福祉やソーシャルワークをとりまく状況が変化しようとしているその最中のことであった。今回の訪問調査では、地域におけるソーシャルワークの基盤として、社会福祉における行政と民

間との役割分担が明確であること、また住民がみずからの地域への高い関心をもち、ボランティア活動への積極的な参加意識があること、そしてそれを支える価値観にはオランダ国家の形成のあり方が大きく影響していることなどを知ることができた。

本稿は、WMOの成立に伴うオランダ社会福祉全体の今日的な動きを踏まえつつ、主に公・民の役割分担とコミュニティ・ケアの基盤となる住民参加について、その意識のあり方および具体的な活動形態などを取り上げながら、オランダのソーシャルワークを取り巻く社会的・文化的状況を明らかにすることを目的としている。まず最初に、WMOの成立を契機とするオランダ社会福祉の今日の状態について概観する。次に、オランダの社会状況やそれを支えている人々のアイデンティティや価値観、社会意識等を取り上げる。なぜなら、それが今日のオランダ社会や社会福祉における様々な取り組みの背景としての社会的・文化的な基盤となっているからである。次にそれを踏まえて、今回のユトレヒト市およびレオワルデン市の社会福祉に関する聞き取り調査の結果をもとにしながら、オランダの社会福祉における公・民パートナーシップの状況、また、行政と民間団体による住民への働きかけや、現在進められている住民主体のコミュニティ・ケアの取り組みなど、ソーシャルワークを取り巻く状況について論じていきたい。最後にこれらを踏まえて、冒頭のような課題をかかえる日本の社会福祉やソーシャルワークが、オランダから何を学ぶことができるのかについての考察を加えたいと考える。

II オランダの社会福祉をめぐる今日の状態

オランダでは、二〇〇六年七月にWMO (*Wet Maatschappelijke Ondersteuning*) が制定され、二〇〇七年一月に施行された。この法律は「社会支援法」と訳されるが、様々な保健・福祉関係の法律を統括する法律として成立した。「オ

ランダ・ソーシャルワークを取り巻く社会的・文化的状況

ランダ保健・福祉・スポーツ省」のホームページによれば、この法律の中心的な考え方として次の三つのことが挙げられている。³⁾

- ①生活や健康管理における個人責任の強調
- ②社会のすべての側面へのすべての市民の参加
- ③地方のことは地方の方針によって行う

この法律が制定された背景として、伝統的な北欧型の社会福祉モデルでは、高齢化が進行するなかで財政的に厳しいという判断があった。いわばこの法律は、「過大な福祉」からの脱却の姿勢をより一層明確に示したものであるといえる。オランダでは、一九六〇年代における北海での天然ガスの発見により、多大な財政収入を得たという歴史がある。それにより、社会保障・社会福祉制度も充実されていき、「七〇年代には、オランダはヨーロッパの中で最も社会保障制度が充実した豊かな国になった」(長坂 2000 : 16)といわれている。しかし、その後の世界的な不況や福祉予算の増大によって、財政は危機的な状況を迎えることになり、特に労働者の失業保障や難民への生活保障を含む過大な社会保障政策は「オランダ病」といわれ、以降政府や地方公共団体は、社会保障・社会福祉のコストの削減に尽力してきた。一九九〇年代半ばには、「治療よりも介護、介護よりも予防、施設介護よりも在宅介護」の方針が打ち出され(長坂 2000 : 111)、地域に根ざした効率的なケア・サービスの提供と、家族やボランティアなどのインフォーマルなサポートを促してきた。

このような背景があるなかで、この法律(WMO)の趣旨は、地域における人々の生活の「自己責任」の一層の強調であり、そのためには社会における様々な活動への住民の参加を求めるといえるものである。その「参加」とは経済活動

への参加のみでなく、高齢者や障害者も社会の一員として、社会や地域に広く貢献していくという意味である。それは、「社会福祉は給付されるもの」というイメージからの脱却を図り、自らの「参加」によって「創造」し、「獲得」していくものであるという考え方への人々の意識変革を促し、「住民参加型社会福祉」を構築しようとするものであるといえる。さらに、この法律は、国から地方への交付金の使途については、地方にその決定権があるとして、地方のことは地方で行うという地方分権の推進を一層明確にしたものである。

この法律に代表されるオランダの社会福祉をめぐる今日状況のなかで、各自自治体はそれぞれの地域の状況に応じた社会福祉施策に取り組んでいる。具体的な取り組みについて述べる前に、オランダを語る上で欠かせない治水の歴史とそれを背景とした社会・文化的状況について述べておきたい。

Ⅲ 治水の歴史とオランダ社会・文化

1. 住民による治水の取り組みと地方自治の精神の形成

オランダの正式な国名は、ネーデルランド王国であり、ネーデルランド (Nederland) は「低い土地」を意味する。人口は一、六二九万二、〇〇〇人(二〇〇五年一月一日現在)、国土面積は四一、五二八平方キロメートルで、これは日本の九州とほぼ等しい面積であるが、国の名前の通り、その国土の24%は海拔0メートル以下にあり、40%は埋め立て地である。ライン川やマース川の河口流域にあり、つねに洪水の危機にさらされてきたオランダ人は、海に堤防をかけ、そのなかを埋め立てながら国土を拡大し、さらに運河やダムをつくり、水を管理し、自分たちの生活を洪水から守ってきた。「神が地球をつくったが、オランダはオランダ人がつくった⁵⁾」といわれるように、この治水の歴史が、オランダ社会や文化、またオランダ人の価値観の基盤をなしているのである。

このように水の管理の不備が、ただちに生活の危険を意味するオランダでは、歴史的に住民が協力し、その自治的な取り組みで治水を行ってきた。現在も、住民による「地域治水委員会 (waterschap)⁶⁾」が各地域に組織されている。さらに、オランダ全土が治水管区に分けられており、行政区域とは異なる治水担当区域の管理をこの委員会が行政と協力して行っている。また、「水の地方政府」(太田・見原 2006: 97)といわれるこの地域治水委員会は、「オランダ王国憲法」一三三条によって、国や州、地方自治体と同様に公共組織として、地方自治体と同位の位置付けに規定されている(長坂 2000: 72)。このように、オランダ社会では、住民参加によるコミュニティの自治と各コミュニティ間の協力が早くから確立していたのである。「オランダでは市町村という近代的な地方自治体制ができる前に、すでにヨーロッパで最も早く地方自治の行政体制が出来上がった」(長坂 2000: 72)という指摘があるように、このような各地域で組織された治水のための住民による委員会は、まさにオランダにおける地方自治や住民主体のコミュニティ形成の原型となっているといえる。

司馬遼太郎はその著『オランダ紀行』のなかで、オランダ人のアイデンティティについて、次のように述べている。

オランダ人には、他に誇るべきものがある。文化もそうだが、とくにかれら自身が造成してきた国土がそうであるといっている。だから、アイデンティティ(自己が自己であること)を固執するのに、言語だけということはない。(司馬 1991: 24)

オランダ社会は、治水による国家形成の歴史を背景としたアイデンティティをもった人々により形成され、今日に至ってもその「治水の文化」と「アイデンティティ」は受け継がれている。次に、この文化やアイデンティティが現在のオランダにおいて社会的、文化的にどのように具体的に現れているかについて見ていくこととする。

2. オランダ社会の特徴と人々の文化

(1) 社会問題へのアプローチ

オランダは麻薬（ソフトドラッグ）や売春が合法化されていることでも有名な国である。このようなオランダにおける社会問題へのアプローチの仕方を一言で言えば、「消去や排除ではなく制御（コントロール）」ということになる。かつて日本貿易振興会（ジェトロ）のアムステルダム事務所長としてオランダに在任した長坂寿久は、このことについて次のように述べている。

オランダのいわゆる「社会悪」に対する政策は、イデオロギー的でも、道徳的でも、政治的でもなく、じつにプラグマティックである。決して完全にはなくなることはない「犯罪」であれば、「オール・オア・ナッシング」ではなく、問題をいかに「極小」にするかというアプローチをとる。（長坂 2000：118）

つまり、麻薬や売春などの社会問題に対して、「いかになくすか」というアプローチでは、結局は水面下に隠れて表に見えなくなるだけであり、問題そのものがなくなることはない。そうであれば、むしろ問題が拡大しないように「いかにコントロールするか」という方法で対応しようとするのである。このように様々な事に対する「現実的・合理的で実際のな」発想に基づく対応も、自分たちの生活を守るために、いかに水を管理し、制御するかという、前述の治水の文化や方法とつながっているのである。

また、オランダは二〇〇一年に、国の法律としては世界で初めて安楽死を合法化した国である。これについても法で禁止しても闇で行われるのであれば、表に出してコントロールすることで、合法的な行為として、違法行為としての殺人との区別をするという考え方が背景にある。さらに、この安楽死については、医療現場における患者による自己決定

オランダ・ソーシャルワークを取り巻く社会的・文化的状況

権の尊重の徹底ということもつなげて述べておく必要がある。日本との違いとして、オランダは「成熟した個人主義の国」(長坂 2000: 143)であるとされているように、個人の自由な意思の尊重および医師と患者との間のインフォーマド・コンセントの徹底、また終末期においても患者の意思を徹底して尊重することが、家族にとっても患者への愛情であるという考え方である。「安楽死はどう死ぬかではなくどう生きるかという問題」であり、「QOL (クオリティ・オブ・ライフ) のための安楽死の選択」(太田・見原 2006: 33-34)がオランダでは認められているのである。

このような社会問題に対するアプローチの仕方は、オランダでは、黙認・寛容の意味をもった「ヘドウヘン (gedoogen)」という言葉で表現されている(長坂 2000: 120)。麻薬や売春、安楽死などが合法化されても社会が一定の秩序を持ち続けられる背景には、長坂の指摘にもあるように、人々の意識や生活様式のなかに「成熟した個人主義」が浸透しているからであるともいえるであろう。

(2) 「合意形成」と「協調性」重視のオランダ社会

オランダが個人主義社会であるということについて、皆越尚子は次のように述べている。

個人主義の確立というと、利己主義的であることとイコールだと考えられがちであるが、この二つはまったく別ものだ。「個性を認め合う」ということにより、異質のものが平和に共存できる。(皆越 1989: 81)

オランダ社会は、歴史的に「柱状社会 (vulzing)」といわれてきた。「柱状社会」とは、「基本的に宗派的に社会が組織され、極端に言えば生まれてから死ぬまで、関係する人間組織がすべて宗派的ななかで可能になっている状態」(太田・見原 2006: 81) のことをいう。⁷⁾これは、いわば一つの国家のなかで、異なる宗派や文化が相互に尊重され、そ

これらの棲み分けを可能にしてきた社会のあり方である。この柱状社会は、「社会的分化が明確になるが、各柱内の問題は柱内で解決し、柱間の問題は各柱の指導者（エリート）が話し合って解決してきた」（長坂 2003： 39）とされている。つまり、それぞれの意見や考え方の違いがあることを前提に、あくまでも「話し合い」で解決することが、安定した社会を継続させてきたといえる。また、このような強固な柱状社会は解体したとされる今日においても、オランダは多くの移民を受け入れ、異なる文化が共存する状況にある。このような多文化共生を可能にする社会の背景には、皆越の指摘にあるように、それぞれの個性や価値観、考え方の違いを認め合いながら、何らかの問題に対しては話し合いを重ね、かつお互いに協調して社会を支えていくことを可能にするオランダ個人主義の姿がある。これについても、水との闘いから国を守るために人々やコミュニティ間の相互の連携・協力と話し合いが必要であったという歴史と重ねて理解することができる。その意味で、「オランダは『協議』の国であり、『合意』を求める国」（長坂 2000： 66）であるということも頷ける。自分と異なる意見や考えを尊重しつつ、かといって自分の考えを曲げたりするのでもなく、お互いが納得して合意を得るまで議論を尽くし、意見調整を行うのである。国や地域の政策づくりや改善等に関しても、関係省庁間、住民同士や各関係団体間の合意形成とそのうえでの推進という協調的なシステムによるものなのである。このような「議論による合意形成」について、それが「オランダ的な合理性」であるという太田和敬は、次のように述べている。

合意形成のために、関係市民や NGO・NPO が参加する方式は調整時間がかかるが、合理的な解決策が策定できるし、いったん決まると実行の度合いが明らかに高くなるメリットがある。（太田・見原 2006： 100-101）

後に述べるように、オランダでは地方分権が進み、かつ民間団体である NPO が、様々な社会福祉のサービスのほとんどを実行している。決して行政の一方的な施策の策定ではなく、その地域の住民同士あるいは住民と行政との話し合

いによる合意形成をもとにして、住民の意見を反映した社会福祉施策の推進のために、また協調性ある地域社会の形成⁹⁾に、民間団体が大きな役割を果たしているのである。

IV オランダ社会福祉における公・民パートナーシップの状況

1. 公・民の合意形成による社会福祉政策の推進

合意形成や協調性、合理性を重視するオランダ社会の特徴は、社会福祉においてどのような形で現れているのだろうか。ここで、オランダの社会福祉における行政と民間との役割分担、パートナーシップの状況について触れておきたい。

オランダの社会福祉政策は、従来から地方分権化が進められている。施策の基本方針は国が示すが、その基本方針に沿いながらの地域の実情に応じた取り組みを各自治体が実施している。そして、高齢者福祉や移民対策など、実際の福祉サービスの実施を担うのは民間団体である「財団 (Stichting)」などのNPOである。行政の仕事としては、民間団体の運営や活動のための補助金や場所の提供を行う。つまり、市が国の基本方針に基づいた社会福祉事業全体に対する方針を策定し、それに基づいて民間の福祉サービス提供団体が補助金を得て実践を展開している。このように自治体が直接に社会福祉事業を行うことはないが、その役割としては、民間団体の活動に関して、指導的・指揮的な立場をとることになっている。たとえば、民間による社会福祉施設等の建設にあたって、自治体が建設場所などの指揮を行った¹⁰⁾り、民間団体による募金活動については、団体が提供するサービスに関しての実態調査や会計監査による評価を条件として自治体が許可を与えるなどである。このような民間団体と政府との関係については、世界の中でも最も先進的であるという指摘 (長坂 2000 : 235) もあり、介護保険制度における民間活力の導入などに見られる日本の現状からしても、重

要な示唆を得られるのではないかと考える。

民間の社会福祉団体は、市の方針に沿ったかたちで事業実施のアイデアを提供して、補助金を得て活動を実施する。行政に対しての民間団体の位置づけは、社会福祉の実践者であると同時に、市、専門研究機関、住民やサービス利用者の調整役としての役割を与えられている。すなわち、民間の立場から地域住民に直接的にかかわり、住民の考えやアイデアを引き出したり、地域における社会福祉問題を発見する役割を担うのである。前述したように、地域の社会福祉課題にどのように取り組むのかについて、住民と行政との「合意形成」が基盤となるが、そこで果たす民間団体の役割は大きい。オランダの社会福祉施策は、地域や当事者の実情を踏まえて、民間主導で動いていると言っても過言ではないであろう。

また、様々な当事者団体が組織され、その活動が盛んなこともオランダ社会の特徴としてあげられる。高齢者、障害者、宗派別など、様々な形での当事者団体がNPOとして組織されており、会員相互の支援活動や、行政との関係において当事者が抱える課題やニーズを代弁する役割を担っている。行政からの補助金などで各種の活動を行っているが、実際の活動や運営には、多くのボランティアが携わっている。長坂はその著書の中で、オランダ東部のリヒテンフォールト (Lichtenvoorde) 市のある高齢者団体 (NPO) の立ち上げや活動の様子について紹介しながら、「高齢者は、市に対して政治的にも影響をもつことになり、同時に高齢者たちに新しい自尊心の感情を与えることにもなった」(長坂 2000 : 104) と述べている。このような当事者の参加意識の高さも、自分たちのことは自分たちで話し合いを重ねて、合意を形成し、決めていくという、オランダ人の意識の現れといえるであろう。

このようにオランダでは、社会福祉における地方分権化が進み、地域の実情に根ざした形での社会福祉施策や事業の展開を進めるために、行政として現場の自治権を尊重し、現場のアイデアや創造性を吸い上げて、施策に反映していく取り組みが行われている。国からの基本方針に沿って、それを各自自治体で独自に具体化していくために、また、地方分

権による社会福祉施策の展開を効果的、効率的に実施するための、行政と民間団体とのいわゆる「合意形成」のためのネットワークが形成されている。この度のWMOの成立により、地方分権化の推進がさらに明確化され、社会福祉における各自治体や地域住民の責任、および地域の様々な活動や社会福祉課題の解決への住民参加が今まで以上に求められていく。そのような流れの中で、民間団体や当事者団体が、その活動や行政との間の合意形成の過程に、いかに住民の参加を促していくかという、その役割はますます大きくなっていくものと思われる。

2. レオワルデン (Leeuwarden) 市における住民参加の促進

前述した行政と民間との連携について、調査を行ったレオワルデン市における住民参加の促進施策を紹介したい。レオワルデン市役所社会福祉課（高齢者福祉担当）の職員によれば、地方分権のもとでの市の社会福祉施策の推進のためには、行政と地域住民との信頼関係が何より大切であり、地方での議論、すなわち住民との協議のプロセスとその結果をオープンにしていくことを重視している。たとえば、市の社会福祉予算の策定のためには、その予算設定が本当に有効なのかどうかについての住民を交えての議論が必要であるという。前述の「議論による合意形成」がここでも重要視されていることがわかる。具体的には、地域ごとに住民が集まる機会を設定して、そこに行政職員が出向いて話をする。また、八人から一〇人の住民委員会を組織して、行政との話し合いを行っているという。例を挙げると、地域でのゴミ処理問題や、子どもの遊び場について等、地域における様々な問題についてである。その内容については市の広報紙などに紹介している。さらに、各地域の住民の代表者を招いたシンポジウムも毎年企画して行っていることと、地域の問題や課題について広く住民に共有してもらい、問題解決のプロセスに参加してもらおうとする取り組みを行っている。ヒアリングを行った職員によれば、「このような場では、住民からの行政への不満の声も多く聞かれるが、それも含めて情報をオープンにしていくことが重要」であるとのことであった。

このような地域住民の参加とその意見を、コミュニティの形成や地域が抱える問題の改善、あるいは社会福祉施策に反映させていく取り組みとして、社会福祉関係の民間団体の活動が重要である。高齢者福祉の財団であるSWOL (Stichting Welzijn Ouderen Leeuwarden = レオワルデン高齢者福祉財団¹⁾)は、二〇〇四年に市内のウィルドム (Wirdum) 地区の「消費者パネリスト (consumentenpanel)」として、地区出身・在住の一五歳から二〇歳までの若者と五五歳以上の住民を、それぞれ七名づつ募集・選出し、「異なる世代間の会話 (Generaties in Gesprek)」という取り組みを行った。事業概要によれば、この取り組みの目的について、「ウィルドム地区における若者と高齢者の関係について理解し、両者のグループのつながりを改善していくことである。さらに、若者と高齢者が実際に会話することにより、住みよい地域にしていくなために協働する関係構築の機会とした。」(SWOL 2004: 5)と記されている。世代間の理解を深め、ともに同じ地域に住む一員として、お互いが地域の課題に関心を持って話し合いを重ね、その課題を共有し、住みよい地域づくりに向けての参加を促していく取り組みである。この取り組みはコミュニティの形成や地域への住民の参加意識の向上、および参加機会の拡大に効果をもたらしており、SWOLが企画・実施主体となつて、たとえばアルデボーン (Aldaboarn) 地区など他の地区でも行われている (SWOL 2006 a)。

また、移民の多さが特徴的であるように、オランダには外国人も多く暮らしており、異なる文化を持つ人々への支援も地域の課題として存在する。レオワルデン市があるフリースランド (Friesland) 州で福祉関係の活動を行っている民間団体に対して、活動内容への助言を行ったり、助成金の支給など様々な支援をする団体として、Parfoer という財団がある。この財団が二〇〇四年に行ったプロジェクトは、異なる文化的背景を持つて生活する高齢者世帯への個別インタビュー調査であった。独居の高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、高齢者とその子どもの二人世帯など、一四世帯へのインタビュー調査を行っているが、その目的については、「異なる文化的背景など特別なニーズを持つ高齢者も、その他の高齢者のための住居やケアや福祉の援助を行う団体の活動の対象となる。このような高齢者の問題にあわせて、各支

援団体や組織は活動方針やその取り組みの内容を調整していくことが必要である」(Partoer 2004: 2) といったものであった。この調査結果をもとにして、文化や国籍の違いで孤立しがちな外国人の高齢者に対しても、同じ地域で暮らす一員として必要な支援を行い、また地域への参加を促すために、各支援団体がどのように取り組むかへの助言を行っている。すなわち、高齢者のための様々な社会福祉のサービスを、様々な住民の生活状況や価値観などにあわせて異文化間で (interculturalisering) 有効なものにしていくための取り組みである。

さらに、レオワルデン市では、住民自らが市の社会福祉行政に対しての要請や、あるいは活動予算の申請などを住民が自らの手で出来るように、一定の予算をつけて行政への申請書の書き方の講座も実施しているという。いずれにしても、住民が地域の問題を自らの問題として考えていけるような働きかけを重要視している。このように、レオワルデン市の取り組みは、高齢人口の増加に伴う社会福祉にかかるコストの問題に対して、住民の力を活用することにより、「住民参加型の社会福祉」を構築することに対応しようとするものである。そのために、住民の参加による住民主体のコミュニティの形成およびそこでの社会福祉活動をどのように進めていくかが課題となるが、次に、オランダにおけるコミュニティ・ケアの取り組みとして、ユトレヒト市内のコミュニティ・センター (Buurtcentrum) の活動とレオワルデン市におけるコミュニティ・ケア・プロジェクトについて取り上げたい。

V オランダにおけるコミュニティ・ケアの推進

1. ユトレヒト市におけるコミュニティ・センターの取り組み

ユトレヒト市内には、各地区ごとにコミュニティ・センター (buurtcentrum) があり、そこを拠点にして、地域住民への様々なサービスを提供している。このセンターは、建物の設置については市が行うが、センターの運営や活動内容

の企画・実施については、市の補助金により民間の財団が行っている。前述したように、センターの設置と運営に関して、行政と民間との間での明確な役割分担がある。訪問時には市内に一五箇所のセンターがあるということであったが、筆者は「Cumulus」という財団が運営するセンターに訪問し、そこで働くソーシャルワーカーに、活動状況などについての聞き取り調査を行った。Cumulus は、ユトレヒト市内の複数のコミュニティ・センターの運営を市から委託されており、それぞれのセンターで地域住民に対する様々な活動を行っている。その活動内容を紹介した事業概要によれば、託児サービスや自由な時間の提供、また趣味や生涯学習に関する様々な講座やサークル活動、ケースワーク（*opbouwwerk*）などの日常生活に関する相談援助（*advies en hulpverlening*）といった、地域に住む子どもから高齢者までを対象にして、総合的なサービスを提供している（Cumulus 2005：1）。またセンターに通うことが困難な高齢者などのために、送迎のサービスも行っており、センターでの具体的な活動やサービス内容の企画・実施は、高齢者や子どもなど各分野ごとに Cumulus の職員であるソーシャルワーカーが担当して行っているということであった。

このようなコミュニティ・センターでは、各地域の特徴（地域性）やニーズに応じた活動の実施やサービスの提供を行っている。筆者が訪問したセンターでは、モロッコ人やトルコ人など移民の人々がセンター周辺の地域には多く住んでいるとのことで、そのような人々を対象とした活動に力を入れているという。具体的には、ソーシャルワーカーが様々な相談に個別に応じ、助言等を行う相談援助の活動や、センターでのオランダ語講座の開催、また色々な書類や申請書の書き方など、生活に必要な各種の手続きについて教えるなどの活動を行っている。話しを聞いたソーシャルワーカーによれば、「移民の人々は、地域のなかで孤立しがちなこと、また様々な生活問題を抱えていることなど、そのような状態が、家庭内暴力、また、少年の非行や親による児童虐待の問題などの背景にある」という。特に移民家庭の子どもの非行や児童虐待の問題は、今日深刻化している状況にあり、センターのソーシャルワーカーの活動としては、家庭訪問を行ったり、学校や病院、警察など各関係機関と協力しての仕事も多いことであった。移民の問題は、オ

ランダ社会全体が抱える問題であり、言葉の問題をはじめとする様々な生活上の問題を緩和し、その地域、そしてオランダ社会への適応を促し、職業等も含めた社会参加をいかに支援するかが課題となっている。この度のWMOの成立により、地域の誰もが参加して相互に支え合うコミュニティの形成が、オランダにおける社会福祉政策およびソーシャルワークの課題として問われてきており、センターはその拠点として機能することが期待されている。後述するように、このようなセンター機能の一層の充実も計画されており、オランダの社会福祉におけるコミュニティ・センターが果たす役割は今後ますます大きくなって行くと考ええる。

2. レオワルデン市におけるコミュニティ・ケアの展開

(1) 「在宅サービスゾーン」計画の策定と実施

地方分権の推進および生活や健康管理における個人責任を協調したWMOの成立・施行の動きのなかで、各自治体では、住民参加によるコミュニティ・ケアのあり方を模索している。レオワルデン市は、新しい取り組みとして、市内を一三の「在宅サービスゾーン (Woonservicezones)」に分け、二〇〇六年から二〇一五年にかけて、それぞれの「ゾーン (地区)」ごとにサービス機関や施設等の社会資源を整備し、コミュニティ・ケアを展開・充実させる計画が進行中である。このような「ゾーン」を設定しての取り組みは、オランダ国内でもこのレオワルデン市が最初であるという。この計画を紹介した市民向けのパンフレット「Woonservicezones Leuwarden」には、「すべてのサービスが手の届くところにある地域で、できるだけ長く暮らせるように」というスローガンのもとで、住まい (Wonen)、福祉 (Welzijn)、ケア (Zorg) の三つの点から機能するコミュニティ・ケアの充実を目指す書かれてある。オランダの住宅については、国家による政策のなかで建設・管理されており、その大部分は集合住宅である。また一戸建てにしても日本のように土地を買って、自由に家を建てるということはほとんどなく、大半が都市計画に添っての建て売りである

という(太田・見原 2006: 94-95)。パンフレットによれば、今回の「在宅サービスゾーン」計画のなかの住宅施策としては、すべての地域には子どもも若者も、そして高齢者もいるのが当然であるという考えから、世代の異なる人々が共に生活できる地域づくりを目指した集合住宅の建設・提供を計画している。さらに、高齢者だけでなく、若者や子どもに対しても必要な福祉サービスを提供し、医療や介護サービスが必要な人々には、その程度や内容など個別のニーズに応じたサービスの提供を可能にしている。

このように、レオワルデン市における「在宅サービスゾーン」計画は、社会福祉施策としてだけでなく、都市計画や住宅施策を含めた、まさに一体的なまちづくりの取り組みであり、言い換えれば、各ゾーンを基盤にした、医療、福祉、環境、住宅などの各領域を横断する施策の実施であるといえる。そして市の方針に基づいた各地区ごとの具体的な計画策定や実施についても、市から委託された財団などの民間団体が携わっているのである。

(2) Palat によるコミュニティ・ケア・プロジェクト

次にそのような民間団体の一つである「Palat」によるコミュニティ・ケア・プロジェクトについて取り上げたい。Palat は、レオワルデン市内で、在宅介護や看護等のケア・サービスの提供や高齢者の住環境の改善に関する事業を展開している財団である。この財団は、市内のビルガード地区 (Wijk Bilgaard) におけるコミュニティ・ケア・プロジェクト¹²⁾に、二〇〇二年から二〇〇六年にかけて取り組んできた。国家主導による福祉施策から地方分権による福祉施策へ、また施設福祉から在宅福祉へといったオランダ社会福祉の近年の動向を踏まえて行われた本プロジェクトの報告書『住みやすい地区づくり—ケアの組織化のための新しい役割—』(Palat 2006) のなかには、以下のようなプロジェクトの方針が示されている。

オランダ・ソーシャルワークを取り巻く社会的・文化的状況

① 専門家によるケアから近隣の人々などによるインフォーマルなケアへ

地域における住民同士の支えあいやボランティアによる活動を活性化して、インフォーマルなケアを充実させる。専門機関によるフォーマルなケアの利用の前段階で、住民同士で予防的な活動を実施できるように地域に働きかけていく。

② 移動や外出の支援

たとえば障害などによって移動や外出に困難を抱える人々に対して、そのような生活問題の解決について地域住民同士で話し合ってもらい、ボランティアによる活動の内容や住民同士の支援のあり方を見出していくように促す。また施策として、必要な移動サービスなどについては市へ要望するように働きかける。

③ 住民同士の交流

住民主体の地域づくりのために、住民同士の交流を促す場所や機会を用意して、住民同士のネットワークの形成や組織化を促す。地域の問題を自分たちの問題として捉え、問題解決に向けて主体的に参加してもらうように働きかける。

④ 地域社会の再統合

高齢者や障害者の社会参加を促すとともに、たとえば福祉サービス利用者や長期の失業者などもボランティア活動などに参加させて、社会参加や社会復帰を促す。地域住民全体の参加と地域への貢献を促進して、地域全体を再統合していく。

⑤ 地域住民と専門機関との役割分担と連携

地域が抱える問題を抽出して、住民による解決に向けた話し合いを行い、解決可能なことから、また実現可能なことから着手するように働きかける。そして、このようなインフォーマルな解決法では難しい問題に対しては、専

門機関としての各財団法人などが対応していく。

つまり、このプロジェクトは、地域における環境や福祉などに関する生活問題を、あくまでも住民自らの問題として捉えるようにして、住民の参加による住民主体のコミュニティ・ケアを推進していくという考えである。そして、サービス提供事業者などの専門家や専門機関の役割としては、そのような住民参加をいかに促していくかという取り組みを行うていくとするものである。たとえば、住民同士がコーヒータムや食事などを一緒にする機会を企画・提供して、住民間の出会いや交流を図ることもその一環である。さらに、地域の各関係機関や団体およびそれらが提供するサービスのネットワーク化を図るなど、コミュニティ・ケア推進のためのインフラ整備を行い、地域における文化や地域特性を活かしながらのコミュニティ・ケアの展開を可能にしようとするものである。

筆者は *Palau* の事務所を訪問して、このプロジェクト・リーダーである職員に聞き取り調査を行った。「助けを必要としている人が近隣に助けを求めない。自分が困っていることを近所の人々に言えない。このようなことから、生活に何らかの困りごとを抱える人々がもつと気軽に近隣住民に相談したり、手助けを求めたりすることはできないだろうか。そして、そのような住民同士が気軽に交流して相互に支え合うような、環境づくりや地域づくりができないだろうか」というような考えからプロジェクトを企画し、実施してきたという。今回のWMOの成立に象徴されるように、生活の個人責任の協調と行き過ぎた社会保障に対する予算削減などの見直しの動きのなかで求められているのは、行政および専門機関、そして地域住民それぞれが担うべき役割の明確化である。相互の役割分担の明確化と連携により、決して行政や専門家が全てを決めてやるのではなく、地域住民によるインフォーマルな取り組みとの連携・協働が求められるのである。つまり、地域住民には「自分たちの地域のことは自分たちで」という課題の共有と問題の発生を未然に防ぐ予防的な実践が求められている。そのために住民同士の交流や話しあいの場合や機会を留意して、議論と合意形成、そ

して住民主体のコミュニティ・ケアの実践のために、いわば地域を「刺激」して、住民を「エンパワメント」しようとする取り組みである。

(c) 「多機能センター (Multifunctioneel centrum)」の設立

これまで述べてきたような「在宅サービスゾーン」計画やそれに基づくコミュニティ・ケアの推進を最も象徴する取り組みとして、各ゾーンにおける「多機能センター (Multifunctioneel centrum)」の設立が挙げられる。これは「全てが手の届くところに (Alles bij de hand)」という考えのもと、医者や看護婦、薬剤師、理学療法士、ソーシャルワーカーなど医療や福祉の専門職を抱えるサービス事業者が加わって、必要な相談援助やケア・サービスを必要ときに利用できるようにするセンターづくりの構想である。すでにコミュニティ・センターがある地区には必要な機能を追加し、ない地区には新たに建設するといった計画である。また、レオワルデン市の市民広報紙「Gemeente Leeuwarden (24 mei 2006)」でも、この計画について触れられており、そこにはすでにいくつかの地区で新しくつくられたセンターの活動の様子が紹介されている。それによれば、ケアに関する相談やサービスの提供を行うとともに、ショッピングセンターや託児所、美容院なども施設内につくられ、センターが地域住民の交流の場となっていることや、地域の人々が集まって朝食をとる機会を提供するなどの活動を行っている。

前述の Palet がコミュニティ・ケア・プロジェクトを行ったビルガード地区にも二〇〇八年に、「教育活動、社会的、文化的活動および健康支援活動を提供する場所として、地域の運営・管理とケースワーク (opbouwwerk) を行う総合的な機関」としての多機能センターの建設が予定されているが、そこで行われる事業概要が以下のように示されている (Palet 2006: 9)。

「多機能センター」の事業概要

○コミュニティセンター (buurthuis) としての事業

- ・地域の統合化 (wijkvereniging) 事業
- ・ボランティア団体 (vrijwilligersorganisatie) の活動
- ・若者クラブ (jongerensoos) の活動

○地域における教育活動 (buurtschool)

- ・託児所 (peuterspeelzaal)
- ・子どもの世話 (kinderopvang) を行う事業
- ・カルチャースクール (culturele vorming) の開催
- ・図書館 (bibliotheek)
- ・パソコン教室 (digitaal trapveld) の開催

○居住に関する支援 (beschermd wonen)

- ・高齢者 (ouderen) や障害者 (gehandicapten) が利用できるケア付き集合住宅 (appartementen met zorg) の整備

○住まいと快適な生活のための支援 (woon-en gemakdiensten)

- ・住居工学技術 (woontechnologie) の活用
- ・仕事の斡旋 (klussendienst) 等の事業
- ・情報提供 (boodschappendienst) に関する事業
- ・清掃事業 (schoonmaakhulp)
- ・アパートの管理 (buurtconciërge) に関する事業

オランダ・ソーシャルワークを取り巻く社会的・文化的状況

オランダ・ソーシャルワークを取り巻く社会的・文化的状況

○健康支援センター (gezondheidszorgcentrum) としての事業

- ・ 専属医 (huisarts) の配置
- ・ 医療補助員 (paramedici) の配置
- ・ 介護 (verzorging) や看護 (verpleging) サービスの提供
- ・ 相談コーナー (consultatiebureau)
- ・ 薬局 (apotheek)

多機能センターの設置そのものは市が行うが、運営は医療や福祉関係の民間団体と地域住民である。つまりそれぞれのセンターが地域の特性を配慮して、地域のニーズに応じた事業を行い、その機能を果たしていくことになる。その意味で、各地区におけるセンターが、コミュニティ・ケアの拠点と成り得るかどうかは、まさに地域住民のアイデアと参加にかかっていると見える。地域のニーズを具体的施策へ反映させ、自分たちの地域を住みよい場所にするために、住民を含めた関係者間での議論と合意形成が重要なのである。

VI 参加・自立の促進とそのための条件整備

以上述べてきたような、オランダの社会福祉をめぐる動きと地域におけるコミュニティ・ケアの推進のための取り組みについてまとめる前に、オランダで浸透している「職業ソーシャルワーク (occupational social work : bedrijfstmaatschappelijk werk)」について取り上げておきたい。

オランダにおけるソーシャルワークの分野で特徴的なものとして、企業がソーシャルワーカーを雇って、社員の心

理社会的な援助を行うという、いわゆる「職業ソーシャルワーク」がある。ソーシャルワーカーの雇用形態としては、企業社員として雇われることもあれば、ソーシャルワーカー派遣会社からの派遣、あるいは個人開業のソーシャルワーカーとの契約などがある⁽²³⁾。日本では浸透していないこのソーシャルワークがオランダの労働環境のなかに定着していった背景には、労働者への手厚い福祉政策のなかで、仕事を休んで休業手当をもらう人が増加し、雇用者は解雇したくても労働者保護の法律により病気を理由には解雇できない（倉部 2001: 28-29）ということからトラブルが起ころがちであり、その労使間の関係調整を第三者の立場で行う必要があったという。また近年では、「オランダ・モデル」といわれる一九八〇年代のワークシェアリングとパートタイム労働の促進による労働市場の改善、そして、一九九〇年代の「給与所得より就労を（werk boven inkomen）」のキーワードのもとでの福祉政策と雇用政策との統合による雇用促進が急速に進む（水島 2005: 93-95）なかで、労働を通しての経済活動への参加を促し、失業政策に依存する人の削減を図ることが職業ソーシャルワークの役割として求められてきているといえる。その意味で、この職業ソーシャルワークも、今後のオランダにおける自立・参加型社会の推進を担っているといえよう。

今回のオランダ訪問における一連の聞き取り調査の中で、共通して話題となっていたのは、「社会福祉において現在のオランダ国民に求められているのは、自分が『参加 (participanten)』するという考えを持つ」ということであった。それは、高齢化が進行するなかで医療や社会福祉にかかるコストを抑えていくためには、ボランティアや地域住民の力をいかに活用するかが大切であり、住民参加型の社会福祉という考え方を浸透させなければならぬというものである。それは、前述したように、「社会福祉は与えられるもの」という考えから脱却し、自らの「参加」によって「創造」し、「獲得」するものという考え方への意識変革の促進であり、国や地域の社会福祉に貢献していくという考えを住民がもつようにすることである。WMOの制定に伴う生活の個人責任の強調および地方分権化の一層の推進のなかで、オランダの各自治体は、地域の実情に応じた福祉施策を行っていくことになる。そのような社会的状況のなかで、

オランダのソーシャルワークは、個人の自立と地域の自立を支援することが求められる。住民による社会参加活動のネットワークの形成と拡充を促していくなかで、地域住民に働きかけて、自意識や参加意識を促進していく役割を担っていくことになる。しかし、それはただ単に参加や自立を強いるということではない。就労支援についても「単に働けというだけではなくて、就労支援に際して大規模なパブリックなサポート、つまり公的財源による就労支援サービース」(水島 2005: 95)がある。また地域における自立生活支援や住民参加によるコミュニティ・ケアの推進についても、たとえば高齢者や移民などに対して「参加」を可能にする様々なプログラムの企画・実施があり、住民間での議論や合意形成の場や機会を保障する取り組みが行われている。つまり参加・自立を促すための「条件整備」を重視していることを忘れてはならない。WMOの成立で強調されている個人や地域の自立、あるいは生活の自己責任についても、単なる社会保障・社会福祉予算の削減のための自己責任論ではないと考える。その背景には、従来のような手厚いサービス給付の為の予算ではなく、自立や参加を可能にする条件整備のための予算としてという、費用の用途に関する方向転換が伴っていることを理解する必要があるであろう。

Ⅶ おわりに

本稿は、オランダのソーシャルワークを取り巻く社会的・文化的状況について、WMOの成立など今日のオランダ社会福祉をめぐる動きに焦点をあてて、明らかにしようとするものであった。そのなかで改めて注目したいことは、オランダでは常に「議論」を重ね、「合意形成」を大切にするという姿勢が、歴史的な国の成り立ちを背景として、現在においてもその文化が受け継がれ、様々な場面で重視されているということである。確かに合意を形成するプロセスには手間や時間がかかり、困難が伴うこともある。しかし、何かを決定していくための議論の場に、地域住民を含めた関係

者の参加が保障され、議論を通して合意を図るということを大切にする姿勢は重要である。

次に、人々の「参加」を促すことを重視した社会福祉のあり方という点を挙げておきたい。高齢や障害あるいは失業の状態にある人々、またオランダ社会に適応できないでいる移民の人々など様々な立場にある人が、単なる給付や援助の対象ではなく、様々なかたちで社会に「参加」して、社会に貢献してもらおうように働きかけるといふ方針と、その方針の国や自治体および社会福祉実践現場との間の共有である。そして、何よりそのための「条件整備」の取り組みが、社会福祉やソーシャルワークの役割として、制度的にも実践的にも様々なかたちで行われているということをお忘れてはならない。このような「あらゆる人々の社会参加を促し、社会参加のなかでこそ可能になる個人の自立、およびそのための条件整備を行う」といふオランダ社会福祉における思想や施策、実践から学ぶことは多いと考える。

また、少子・高齢化が進行するなか、日本では福祉国家や福祉社会のあり方についての議論も盛んである。そのなかでスウェーデンなどの北欧型の福祉国家は、やはり日本からすれば「あまりに遠すぎるモデル」（水島2005：90）ではないかとも考えられる。冒頭で挙げたように、人々が様々な生活問題を抱える現状から、日本においても住民参加や専門家との連携、そしてNPOなどの民間部門の活用によるコミュニティ・ケアの推進や就労支援施策のあり方などが問われている。この点で、近年のオランダの取り組みから重要な示唆を得ることができると考えるのである。WMO施行後のオランダの社会福祉の動きとそのなかでのソーシャルワークの実践に、今後も注目していきたい。

〔謝辞〕

本調査研究にあたり、ヒアリングや資料提供に快く応じてくださったユトレヒト市社会開発部福祉課政策担当の Wouter Rust 氏、コミュニティ・センターのソーシャルワーカーの方々、オランダソーシャルワーカー協会国際担当役員でありソーシャルワーカー派遣会社「mensenwerk」代表取締役の J. J. van Adrichem 氏、レオワルデン市役所社会福祉課高齢者福祉担当の Reel. M. Luiten 氏、Palet のコミュニティ・ケア・プロジェクトリーダー Francis Brouwer 氏、SWOJ の Nynke Bijleveld 氏はじめソーシャルワー

オランダ・ソーシャルワークを取り巻く社会的・文化的状況

オランダ・ソーシャルワークを取り巻く社会的・文化的状況

カーの方々に心より感謝申し上げます。

また、オランダ在住の教育研究者、リヒテルズ直子氏には、訪問先との連絡や通訳等多大なご尽力・ご協力を頂きました。深く感謝申し上げます。

〔付記〕

本稿は、文部科学省科学研究費二〇〇五・二〇〇六年度基盤研究B「地域福祉の国際比較―日韓・東アジア類型と西欧類型との比較―」（研究代表者：井岡勉同志社大学社会学部教授）の助成による研究成果の一部である。

注

(1) ユトレヒト市は、オランダ中部にある同名の州の州都であり、人口約二七万人の都市であり、レオワルデン市は、オランダ北部のフリースラント (Friesland) 州の州都で人口約九万人の都市である。また、レオワルデン市の訪問調査については、拙稿（空閑 2006）で一部報告した。

(2) 本稿に関連する訪問先と日程および主な調査内容は次の通りである。

- ① ユトレヒト市役所社会開発部福祉課（二〇〇六年三月一四日訪問）
 - ・ WMOの成立と今後の課題、公民パートナーシップの状況について
- ② ユトレヒト市内コミュニティ・センター（二〇〇六年三月一五日訪問）
 - ・ 地域の課題やセンターの役割、活動内容について
- ③ オランダソーシャルワーカー協会事務所（二〇〇六年三月一五日訪問）
 - ・ 職業ソーシャルワークをめぐる状況について
- ④ S W O L（レオワルデン高齢者福祉財団）事務所（二〇〇六年九月四日訪問）
 - ・ 若者と高齢者の対話プロジェクトについて
- ⑤ レオワルデン市役所社会福祉課（二〇〇六年九月五日訪問）
 - ・ WMOの成立と公民パートナーシップの状況、コミュニティ・ケア改革について
- ⑥ P a l e t 事務所（二〇〇六年九月五日訪問）

・コミュニティ・ケア・プロジェクトの概要

- (3) 「オランダ保健・福祉・スポーツ省ホームページ：Wet maatschappelijke ondersteuning (Wmo)」 <http://www.minvws.nl/dossiers/wmo/>
- (4) 「オランダ病」という言葉は、「天然資源と経済成長との関係において、天然資源（オランダの場合は天然ガス）価格の高騰によって、ウインドフォール・プロフィット（不労所得）を得た国が、その経済政策運営を誤ったことによりもたらされる経済危機を表す言葉」（長坂 2000：16）として、国際的に定着したとされている。
- (5) オランダを旅した司馬遼太郎はベルギーの国境から、オランダのゼーラント（Zeeland）州に入ったときのことを、「大げさにいえば陸とも海ともつかない。（中略）地図をみるとビスケットを割つたように巨大な干拓地が河港や海にうかがび、干拓地と干拓地のあいだを大きな堤防が結び、その堤防上を高速道路が走っている。まことに世界は神がじっくり給うたが、オランダだけはオランダ人がつくつたということがよくわかる」（司馬 1991：293）と述べている。
- (6) 「waterschap」は、治水委員会、水域管理局などと訳されるが、在日オランダ大使館のホームページでは「地域治水委員会」という訳語が使われている。地位治水委員会の任務としてダム、堤防および水門の建設と維持、水位管理と排水・給水管理、並びに水質管理維持などが含まれ、治水委員会の執行委員会の委員は地域治水委員会の管轄区域の家主や地主によって選出されるが、治水管理官と呼ばれる執行委員会の会長は政府が任命するとされている。（在日オランダ大使館ホームページ：ガバナンス（国家組織）：<http://www.oranda.or.jp/index/japanese/government/structure.html>）
- (7) このような社会システムの意味としての「柱状社会」については、宗教の世俗化の進展と非イデオロギー化のなかで、六〇年代から七〇年代にはほぼ解体し、現在では「放送」や「学校制度」に残る程度とされている。（長坂 2003：40 および太田・見原 2006：128-129）
- (8) オランダの NPO セクターは、日本で言う特定非営利活動法人（NPO 法人）に留まらず、市民団体やボランティア団体および財団法人なども含む「広義の NPO」に相当する。（長坂 2003：32-33）
- (9) この協調性は地域社会にだけでなく、国際社会に対しても開かれており、国際社会で災害が起きたとき、オランダ人は援助金の応募が多い国民に属し、国民一人あたりの援助はトップクラスであるという。また日本でも毎年放送される「愛は地球を救う」という二四時間番組は、オランダで最初に行われたとされている。（太田・見原 2006：116）
- (10) オランダでは、NPO などの公益団体に対する評価機関として、CBF（募金中央ビューロー）が設立されており、補助金

オランダ・ソーシャルワークを取り巻く社会的・文化的状況

オランダ・ソーシャルワークを取り巻く社会的・文化的状況

や寄付を受けるに足るだけの財政管理と適切な活動が実施されているかどうかについて公的な評価システムが確立している。(長坂 2000 : 174 および長坂 2003 : 46)

(11) SWOLの活動概要等については、拙稿(空閑 2006)で紹介している。

(12) レオワルデン市における「在宅サービスゾーン」計画策定や実施に向けたパイロット・プロジェクトとして実施された。

(13) ユトレヒト市内のオランダソーシャルワーカー協会事務所(二〇〇六年三月一五日訪問)への訪問の際に、ソーシャルワーカー派遣会社である「mensenwerk」の Directeur(代表取締役)に、職業ソーシャルワークをめぐる状況についてヒアリングを行った。

引用・参考文献

- Cunulus (2005) *Programma Cunulus 2005-2006*.
- Gemeente Leeuwarden (2003) *Risicogroepen onder ouderen in Leeuwarden*.
- 角橋徹也(2004)「オランダの労働者と労働組合—オランダモデルとワッセナー合意—」『研究機構 Information Service』(自治労連・地方自治問題研究機構) No.42, 1—22頁。
- 空閑浩人(2006)「高齢者の社会的孤立の問題とソーシャルワークの課題—オランダ・SWOLの『高齢者孤立防止プロジェクト』の活動から—」『評論・社会科学』(同志社大学社会学会) 第八一号、一九—四七頁。
- 倉部誠(2001)『物語 オランダ人』文藝春秋。
- 皆越尚子(一九八九)『オランダ雑学事始』彩流社。
- 水島治郎(2005)「ヨーロッパ福祉国家改革の可能性—オランダの視点から—」『公共研究』(千葉大学公共研究センター) 第一巻第二号、九〇—九八頁。
- モリス・ブロール・西村六郎訳(1994)『オランダ史』白水社。
- 長坂寿久(2000)『オランダモデル—制度疲労なき成熟社会—』日本経済新聞社
- 長坂寿久(2003)「オランダのNPOセクター」『季刊 国際貿易と投資』(国際貿易投資研究所) No.54、三一—四六頁。
- 太田和敬(2006)『オランダ 寛容の国の改革と模索』子どもの未来社。
- Palet (2006) *Bouen aan een leefbare wijk : een nieuwe rol voor zorgorganisaties*.

Partoer (2004 a) *Ik kan maar moeilijk zeggen wat in mijn hart is : 14 Portretten van bijzondere ouderen.*

Partoer (2004 b) *Resultaten project Interculturalisering woon-, zorg en welzijnsinstellingen voor ouderen.*

世界経済情報サービス (2006) 『AFCレポート 2005 : オランダ』。

司馬遼太郎 (1991) 『オランダ紀行 (街道をゆく三十五)』 朝日新聞社。

下条美智彦 (1998) 『ネトルクス三国の行政文化—オランダ・ベルギー・ルクセンブルグ—』 早稲田大学出版部。

SWOL (2004) *Consumentenpanel “Generaties in Gesprek” in Wirdum mei 2004.*

SWOL (2006 a) *Aldeboarn : “Dorp voor alle Leeftijden”.*

SWOL (2006 b) *Eindresultaten project “Wirdum herbergzaam voor jong en oud”.*

その他の引用・参考文献および website

レオワルデーン市広報紙「Gemeente Leeuwarden」(11006年5月14日)。

レオワルデーン市発行のウェブサイト「Woonservicezones Leeuwarden」。

mensenwerk (2001) *Occupational social work –psychosocial services in business–.*

「オランダ保健・福祉・スポーツ省」ホームページ <http://www.minvws.nl/en/> (11007年1月10日)。

Stichting Partoer ホームページ <http://www.partoer.nl/> (11007年1月10日)。

「在日オランダ大使館」ホームページ <http://www.oranda.or.jp/index/japanese/index.html> (11007年1月10日)。

Social and Cultural Conditions to Surround Social Work in the Netherlands

—The Enactment of the WMO and the Promotion
of the Community Care by the Inhabitant's Participation—

Hiroto Kuga

This paper aims at clearing social and cultural conditions to surround social work in the Netherlands, based on the enactment of WMO (Wet Maatschappelijke Ondersteuning) and today's trend of social welfare.

In the Netherlands, sharing roles between the public section and the private sector in the social welfare is definite. The people have high interest to the community and participation consciousness to the volunteer activities. These are influenced greatly from the origin of the country.

In this paper, I notice that “argument” and “agreement” are important in the Netherlands. Then, it is important for social welfare and social work to promote the people's participation in the society. That is to make approaches to the people to participate in and contribute to the society. And it must not be forgotten that the important role of social welfare and social work is to prepare the condition for becoming possible for the people to participate in and contribute to the society.

I think that the Dutch social welfare and the social work give much suggestion to the Japanese social welfare and social work.

オランダ・ソーシャルワークを取り巻く社会的・文化的状況